現在、日本の総人口は約1

平成25年度税制改正

教育資金の一括贈与に係る 贈与税非課税措置について

税金の知識

平成25年度税制改正で「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 | 特例が創設されたと聞きましたがその内容について教えてください。



現行制度では、扶養義務者間で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税であるが、教育 については多額の資金が必要であり、「一括贈与1のニーズも高い。そこで高齢者世代の保有資産 を若い世代への移転を促し、子供の教育資金の早期確保を進め、経済の活性化につなげるために 創設されたのが「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置 | です。

- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間 に個人(=受贈者・30歳未満の方に限ります)が教育 資金に充てるため、
- ①その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契 約に基づき信託の受益権を取得した場合
- ②その直系尊属からの書面による贈与により取得した 金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所 等に預入をした場合
- ③その直系尊属からの書面による贈与により取得した 金銭を教育資金管理契約に基づき証券会社の営業 所等において有価証券を購入した場合

これら(1)②(3)のいずれかの方法により受贈者が取得 した信託受益権や金銭等のうち1.500万円まで贈与税 が非課税となります。(右記(口)の学校等以外の者に支 払われるものは500万円までが限度である。)

- ※直系尊属とは例えば受贈者の父母、祖父母及び曽祖父母をいい ます。
- •この非課税制度の適用を受けるためには受贈者が「教 育資金非課税申告書」を上記の金融機関等の営業所 等を経由して信託や預入などをする日までに受贈者の 納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- •教育資金の支払いを行った場合には、その領収書等を 金融機関等の営業所等に提出する必要があります。
- 金融機関等と結んだ教育資金管理契約は、受贈者が 30歳になった場合や、受贈者が死亡した場合などに 終了することになります。受贈者が30歳までに達する 日までに、教育資金の支払いに充てられなかった金額 については、贈与税の課税対象となります。ただし受 贈者が死亡したことで教育資金管理契約が終了した 場合は、教育資金の支払いに充てられなかった金額に ついても、贈与税の課税対象にはなりません。
- 相続開始前3年以内の贈与であっても、教育資金贈与 の1.500万円の非課税特例を適用した金額は相続税 の課税価格に算入されません。またこの特例の1500 万円の非課税額とは別に、相続精算課税や暦年課税 の非課税枠を活用できます。

[教育資金の範囲]

教育資金とは次に掲げる金銭等をいうこととされて います。

- (イ)学校等(学校教育法上の幼稚園、小学校、中学校、 高校、大学、大学院、専修学校、各種学校や保育所、 認定こども園など)に対して直接支払われる入学金、 授業料、入学試験の検定料、施設設備費、教育充実 費、学用品の購入費、修学旅行・遠足費、給食費など
- (二)学校等以外の者に、教育に関する役務の提供として 直接支払われるもので以下のような費用が対象とな ります。(社会通念上相当と認められるもの)
- •下の①~④の教育活動の指導の対価として支払う 費用(月謝、謝礼、入会金など)や施設使用料
- •下の①~④の活動で使用する物品の費用でその指導 を行う者を通じて購入するもの
- ①学習(学習塾・家庭教師、そろばんなど)
- ②スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導
- ③文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ 教室など)
- ④教養の向上のための活動(習字、茶道など)
- ※上記(口) 学校等以外の者に支払われる金銭等については非課税 枠500万円までが限度となります。

このコーナーは、税理士、公認会計士によって構成される税 務実務家の研究グループが担当しています。このコーナー

・岡本 弘之・今西 正二・徳山 智子

京都市伏見区桃山町養斉19-14 植田順税理士事務所内 TEL:075-604-3160 FAX:075-605-0185

Gallery Stand

育ちつつある若年ゴルファーの芽を摘むな

もっと知らせよう、ゴルフの楽しさ、面白さを!

15」が切れなければ難しさを感じ

実状だ。コー

-スデビュ-

して2年以内に

声もあがっていた。一般アマチュアがこ

をどう解釈するかは議論の分か

会。それを軽視するのはおかしいとの 本戦と同等の重要な価値を持つ競技

主催者側からす

、プロアマ

年以内にゴルフ離れをきたしているのが は明るいが、残念なことにその半数が3 このまま育ってくれればゴルフ界の未来 の約7割が22代、30代の若年層ゴルファー が誕生しているという。しかもそのうち と、毎年100万人近いニューゴルファー

ラン]。婚活ならぬゴル婚企画など若年ゴ 切りプロジェクト]や[アンダー39応援プ まな仕掛けを行っている。題して[100 知ってもらい、続けてもらいたいとさまざ 世代に何とかゴルフの楽しさをもっと あきらめてしまうという傾向にある。 そこで各ゴルフ団体は、これらの後続 の心を何とか掴み取るためのプ

な数値だけを見ていても仕方がない。 懐かしく思い出される状況だが、悲観的 ない。月イチゴルファ といささか淋しい数字となっている。年 るが、それでもバブル期に比べて4割減 人と言われている。 -回数は9:回と月1 人口は約9150万人、年 人口の約7.2%に当た という呼び名が 6約920万 -億2800 回に満た

達だ。[私をゴルフに連れてって]ではな ゴルフの本当の楽しさ、面白さを教えら れるのは壁をクリアした熟年ゴルファ 命題だ。せっかくゴルフを始めたのに、休 育成、活性化は避けて通れない われる若年層ゴルファ

ゴルフ市場活性化委員会の調べによる



が舞台ではない。若手の台頭が著し

、プロ意識は受け継がれて

いるのだ

と規定された。プロはグリ

ン上だけ

10万円という累進罰金が科せられる 3万円、2回5万円、3回7万円、4

因みに、プロアマ戦前夜祭欠席1

 タイアが浮上しているが、後続世代のゴ るペアマッチなどイベントも多彩だ。 る親子コンペ、カップル・夫婦で参加でき 2015年問題で団塊世代のゴルフリ

ロアマ戦の び問う

旅程など)はあるものの、本戦出場は全 認められていたが、今年度からはプロア マ戦欠場なら特別措置(海外ツア ブロアマを欠場しても本線への出場が 項だ。これまで体調不良などの アマ戦欠場なら本戦出場不可という条 改定した。その中で注目したいのがプロ は2月にLPGAト 日本女子プロゴルフ協会(LPGA) ナメント規則を 理由で

欠場なら本戦には出場できない þ . G A

の意義を